

令和元年度
(平成30年度実績)

業務の概要



鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

鳥取県東部知的障害者更生相談所

目 次

I	福祉相談センターの概要	1
1	概要	1
2	組織と業務	2
3	管轄地域	3
4	敷地、建物等の概要	3
II	中央児童相談所の概要	5
1	業務の概要	5
2	相談の種類及び内容	6
3	指導、措置の種類及び内容	7
4	相談業務の状況	8
5	各相談の状況	11
6	判定業務の状況	16
7	一時保護業務の状況	17
8	各種事業の状況	18
9	県内児童福祉施設等入退所状況	22
10	県内児童福祉施設等一覧	23
III	婦人相談所の概要	24
1	業務の概要	24
2	婦人相談員の設置状況	25
3	相談業務の状況	25
4	一時保護業務の状況	30
5	主催事業実施状況	32
6	鳥取県における主なDV被害者支援関係事業	34
IV	東部知的障害者更生相談所の概要	35
	福祉相談センター利用のご案内	36
	福祉相談センター案内図	37

I 福祉相談センターの概要

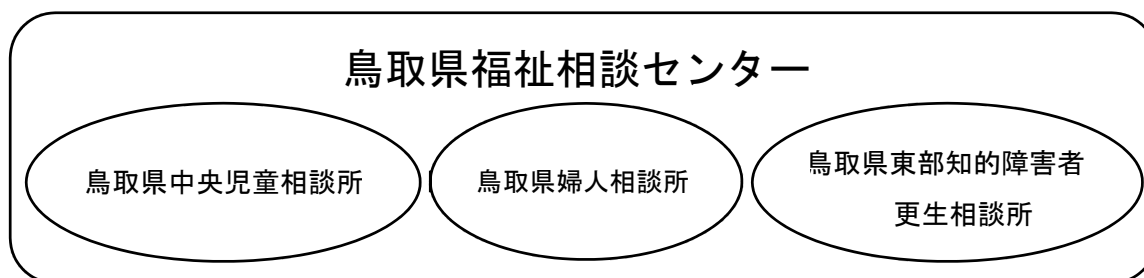
1 概 要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。平成30年4月には鳥取市の中核市移行に伴い、東部知的障害者更生相談所が当センターへ併設されました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターは、これら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



沿 革

平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合した機関として開所

平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与

平成15年4月 機構改革により、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が各福祉保健局に移管

平成17年4月 相談課を児童相談課及び女性相談課に分離

平成30年4月 東部知的障害者更生相談所を併設

所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

電 話 0857-23-1031（代表）

総 務 課 0857-23-6214 児童相談課 0857-23-6080

女性相談課 0857-23-6215 判 定 課 0857-23-6216

一時保護課 0857-23-6217 知的障害者更生相談所 0857-23-6218

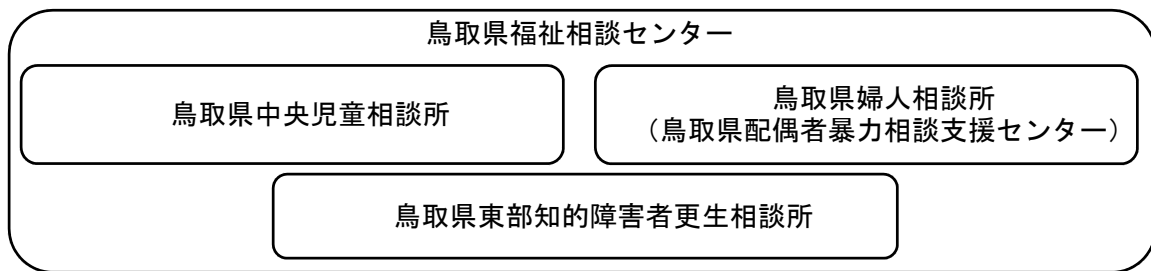
ファクシミリ 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisodan/>

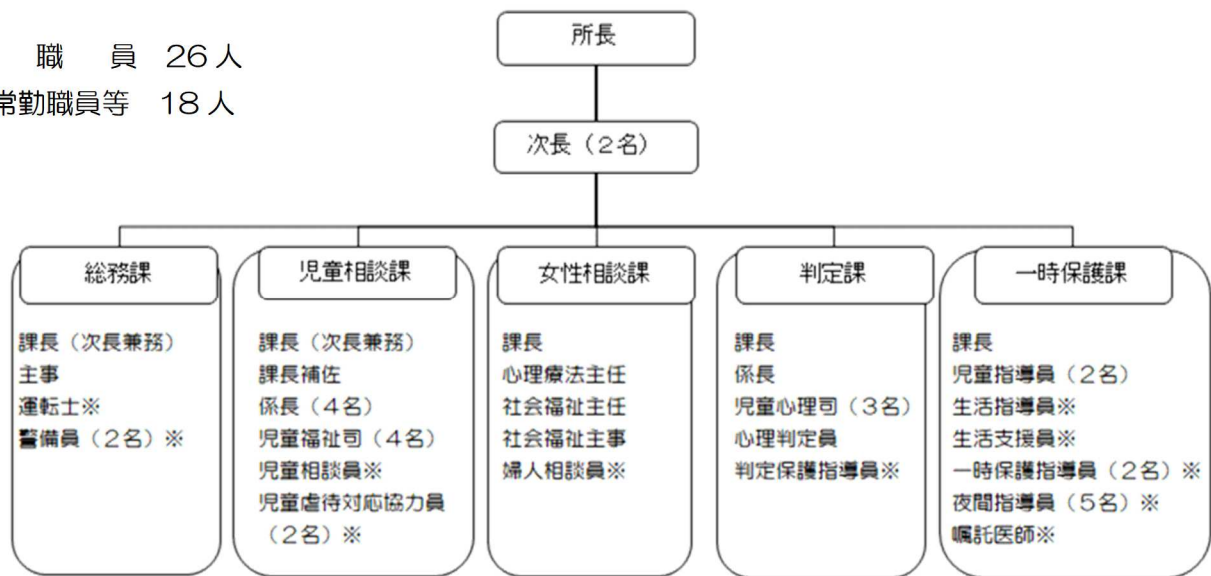
2 組織と業務

(1) 機 構



(2) 組織図 (平成31年4月1日現在)

正 職 員 26 人
非常勤職員等 18 人



※非常勤職員

(3) 各課の業務

総 務 課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児 童 相 談 課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女 性 相 談 課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

判 定 課

- ・児童及び要保護女子等に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
- ・知的障がい者に係る相談及び判定

一 時 保 護 課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・要保護女子等の一時保護

3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 km ² 人口 232,610 人 世帯数 89,051 世帯 児童数 (18 歳未満) 36,637 人
鳥取県婦人相談所	鳥取県全域	面積 3,507.14 km ² 人口 573,441 人 〔 男性 273,705 人 〕 〔 女性 299,736 人 〕 世帯数 216,894 世帯
鳥取県東部知的障害者 更生相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 km ² 人口 232,610 人 世帯数 89,051 世帯 人口 (18 歳以上) 195,973 人

資料：平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

平成 27 年国勢調査（総務省統計局）

4 敷地、建物等の概要

(1) 構造等

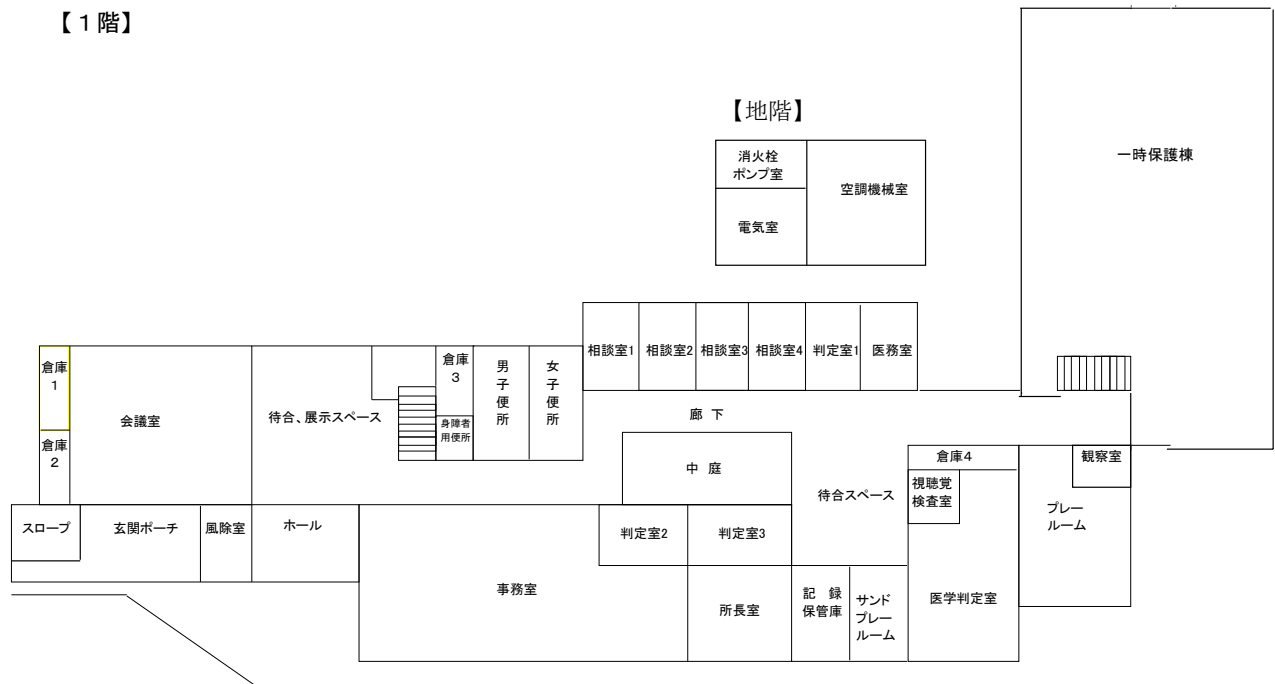
延敷地面積 7,740.59 m²（福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター）

建物延面積 2,689.06 m²（同上）

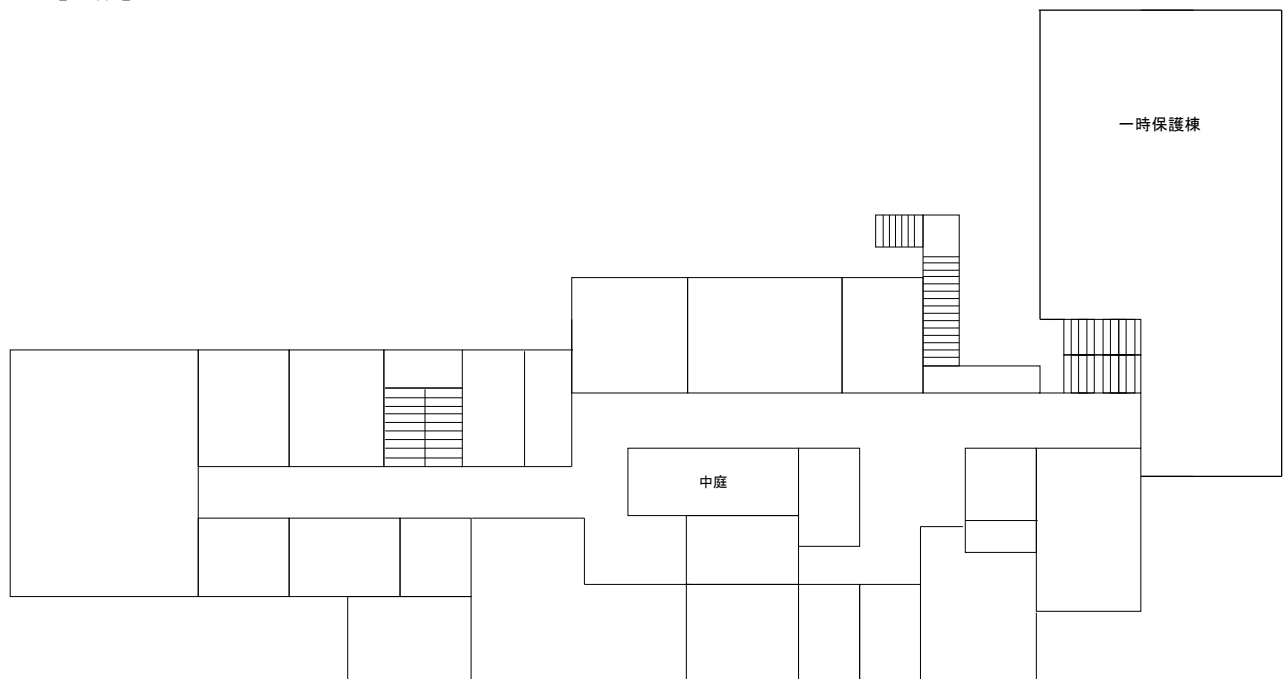
区分	用途	延面積
本館 鉄筋2階建	福祉相談センター	事務棟（1階） 所長室、事務室、相談室、判定室、 医務室、会議室、空調機械室、 電気室など
	一時保護棟	998.88 m ²
	小 計	545.88 m ²
	県立精神保健福祉センター	事務棟（2階） 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など
	合 計	972.80 m ²
別棟 鉄筋平屋建	福祉相談センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場
	小 計	80.00 m ²
	県立精神保健福祉センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場
	小 計	12.89 m ²
	合 計	23.31 m ²
	合 計	116.20 m ²
	合 計	171.50 m ²
総 計		2,689.06 m ²

(2) 福祉相談センター一平面図

【1 階】



【2 階】



〔参考〕 ～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

Ⅱ 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほかに、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

1 業務の概要

相 談

児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること

調査・診断・判定

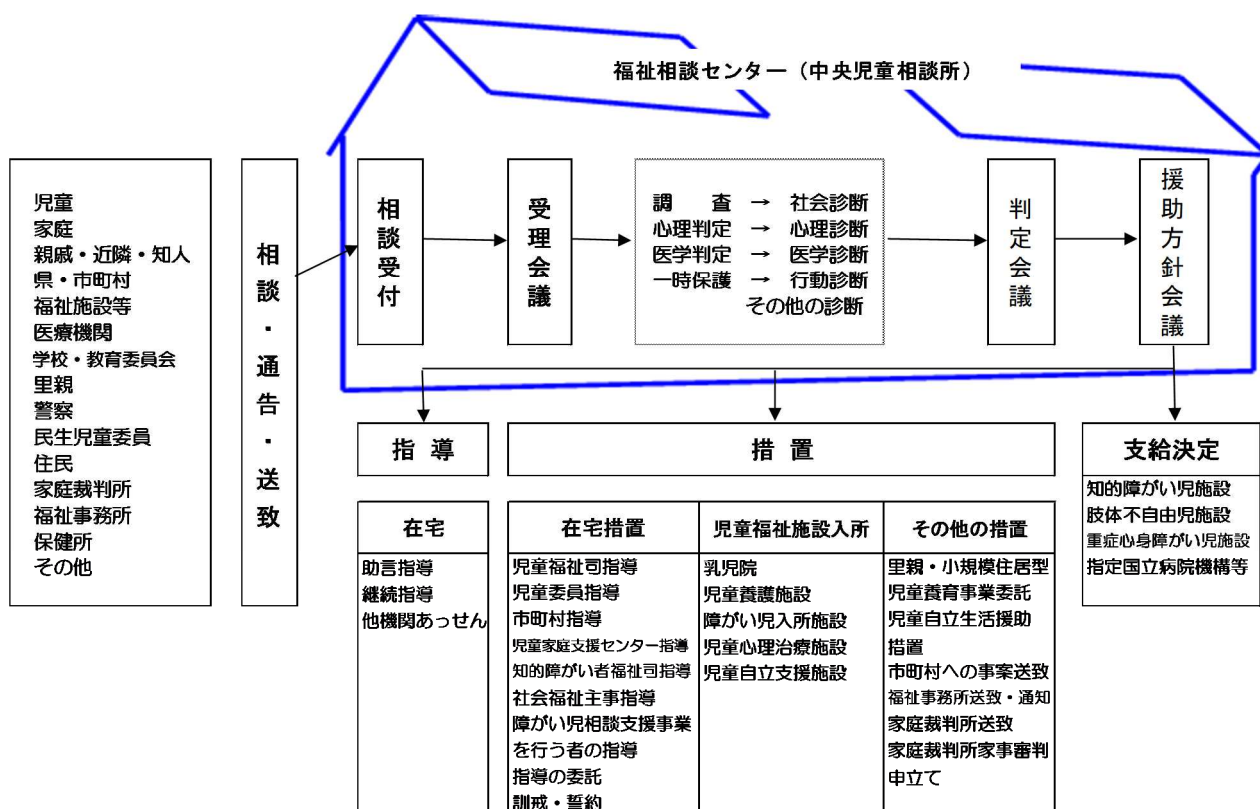
児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと

指 導 ・ 措 置

児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること

一 時 保 護

児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと



受理、判定、処遇会議

児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

受理会議……………子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議……………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議…判定会議の結果に基づき、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を決定します。

2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	児童虐待相談並びに保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子等の相談	児童虐待相談 その他の相談
保健相談	未熟児、虚弱児、その他の疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、発達障がい等を有する児童の相談	肢体不自由相談 視聴覚障がい相談 言語発達障がい等相談 重症心身障がい相談 知的障がい相談 発達障がい相談
非行相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の触法行為等の相談	ぐ犯等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊び等についての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他の相談

3 指導、措置の種類及び内容

指導	在宅	助言指導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継続指導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措置	在宅	児童福祉司指導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		市町村指導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい者等相談支援事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓戒、誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。
	児童福祉施設入所 指定医療機関委託		家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。
	その他の措置	里親・小規模住居型 児童養育事業委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
		児童自立生活援助措置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
		福祉事務所送致等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。
		家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う。
		家庭裁判所家事審判申立て	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。

4 相談業務の状況

(1) 相談等業務

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

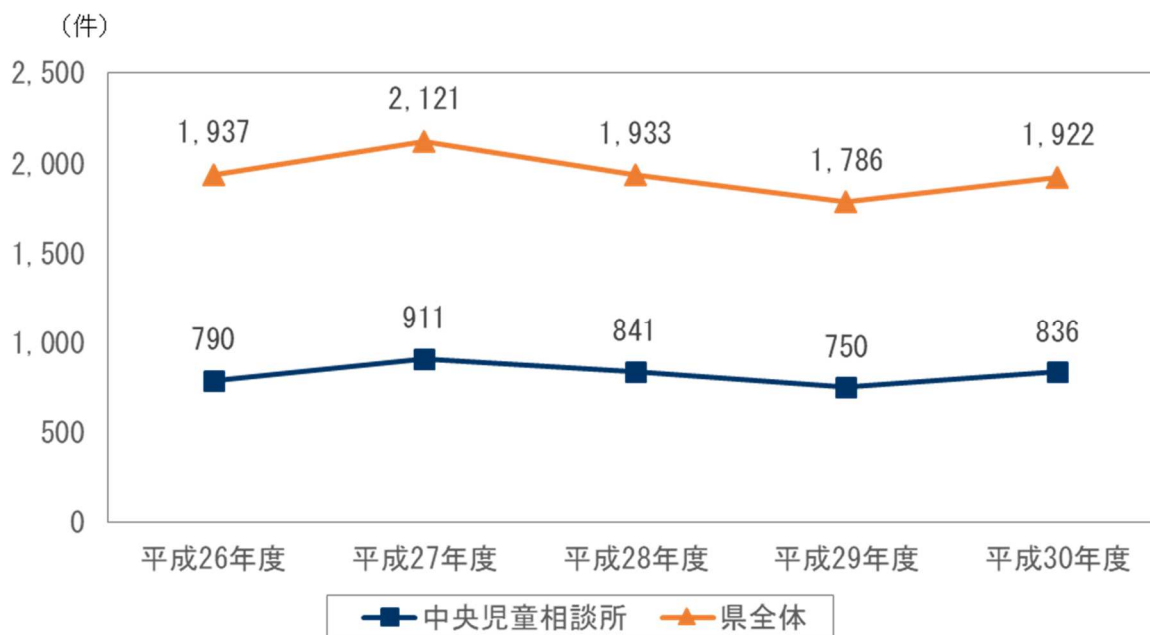
指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、児童福祉司指導等の措置を行います。

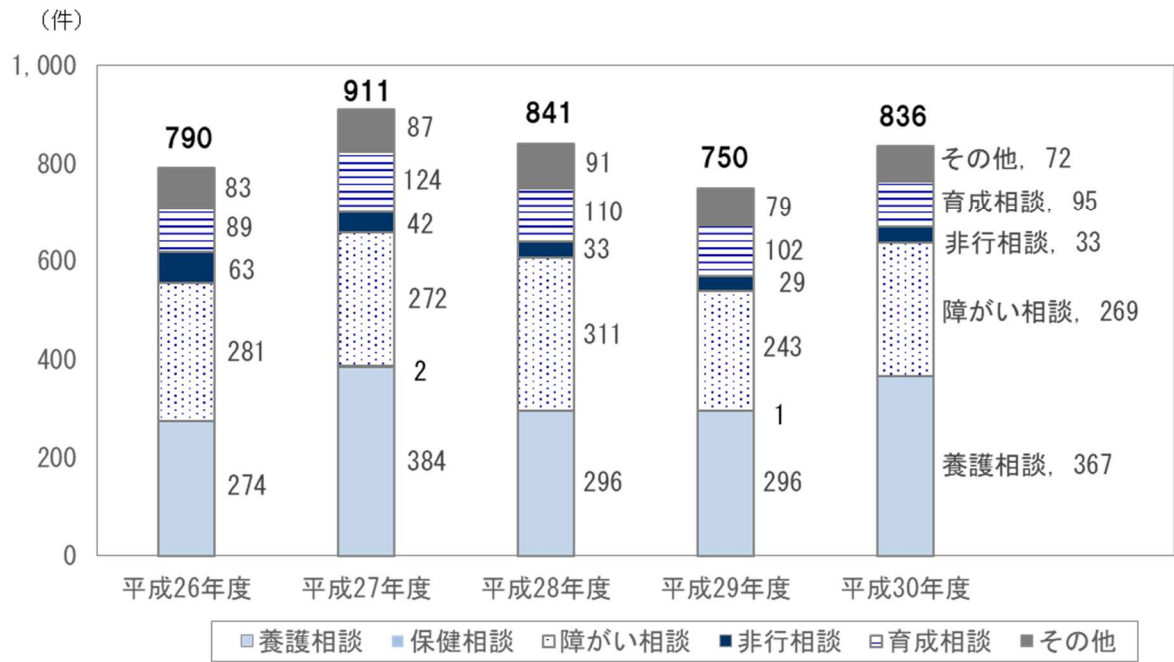
(2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数 8 3 6 件（県全体 1, 9 2 2 件）

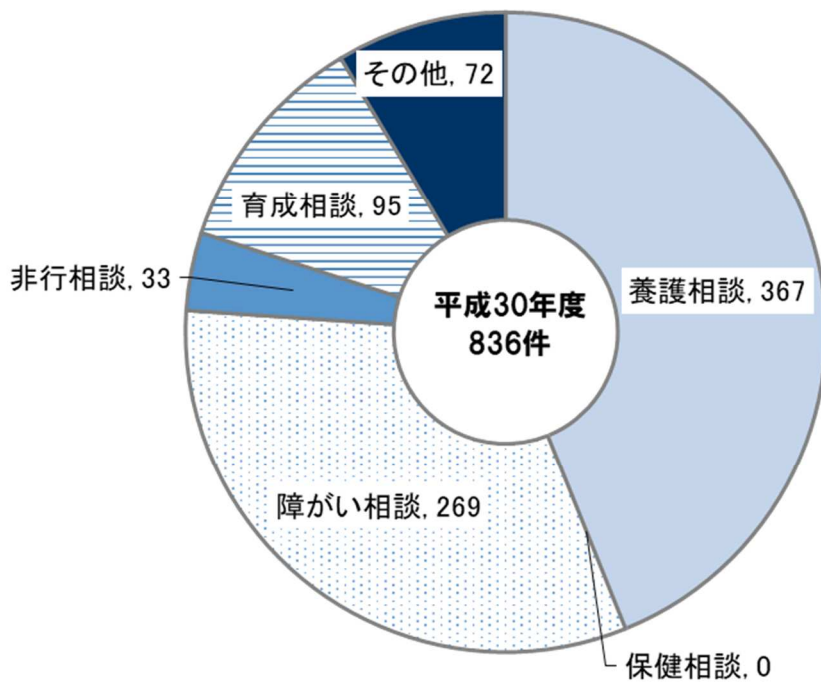
〔相談受付件数の推移〕



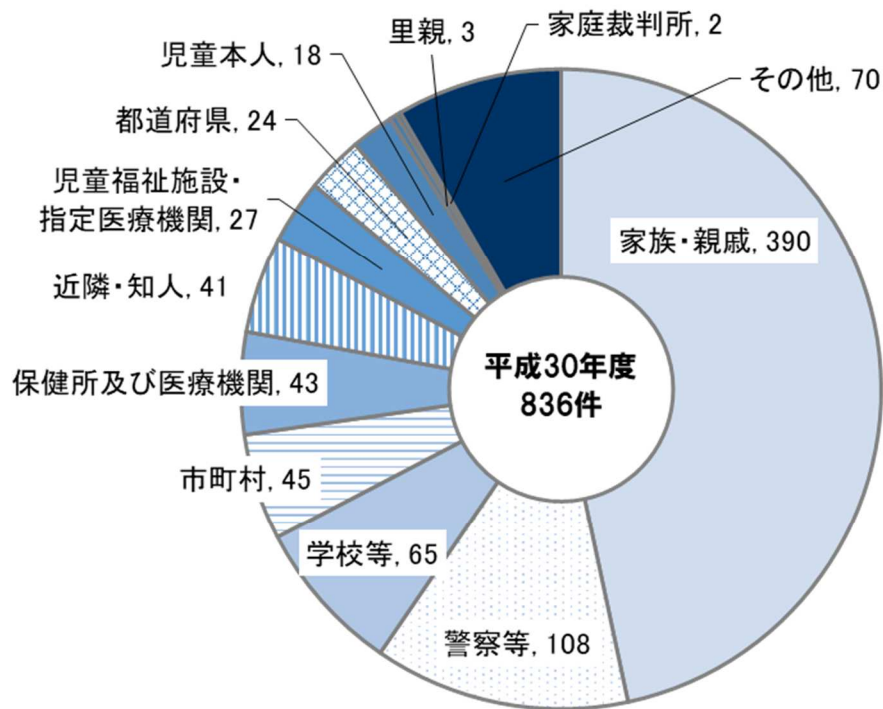
〔相談の種別推移〕



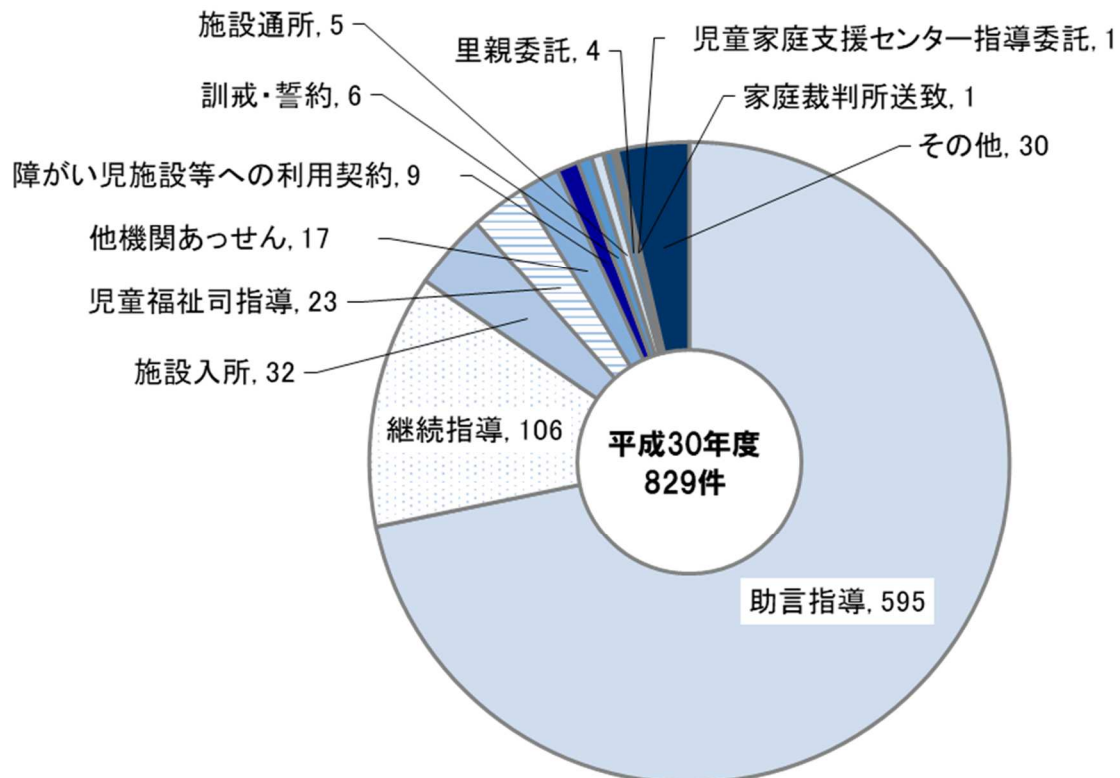
〔相談の種別件数〕



〔経路別相談状況〕



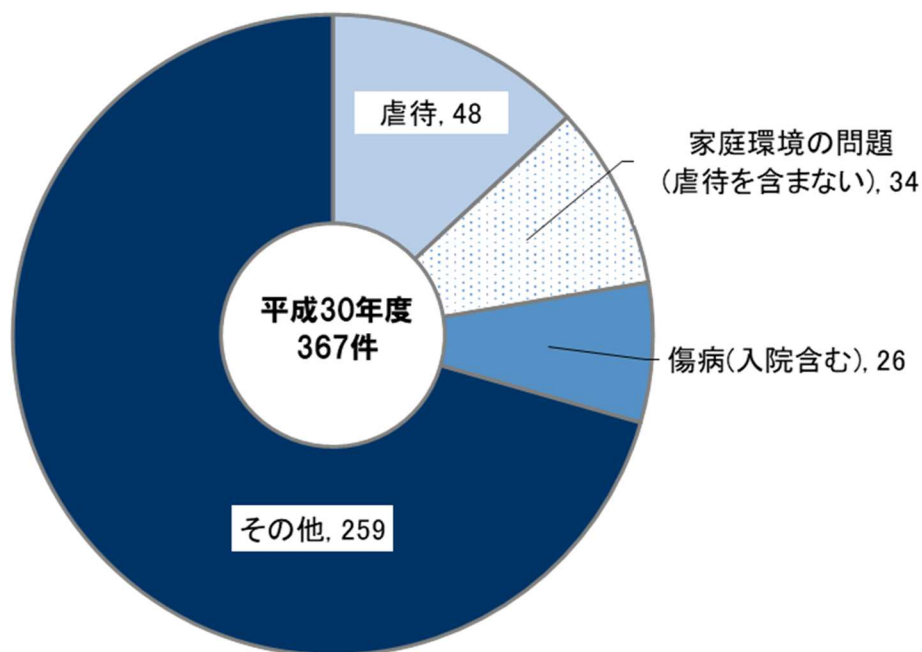
(3) 指導、措置の状況



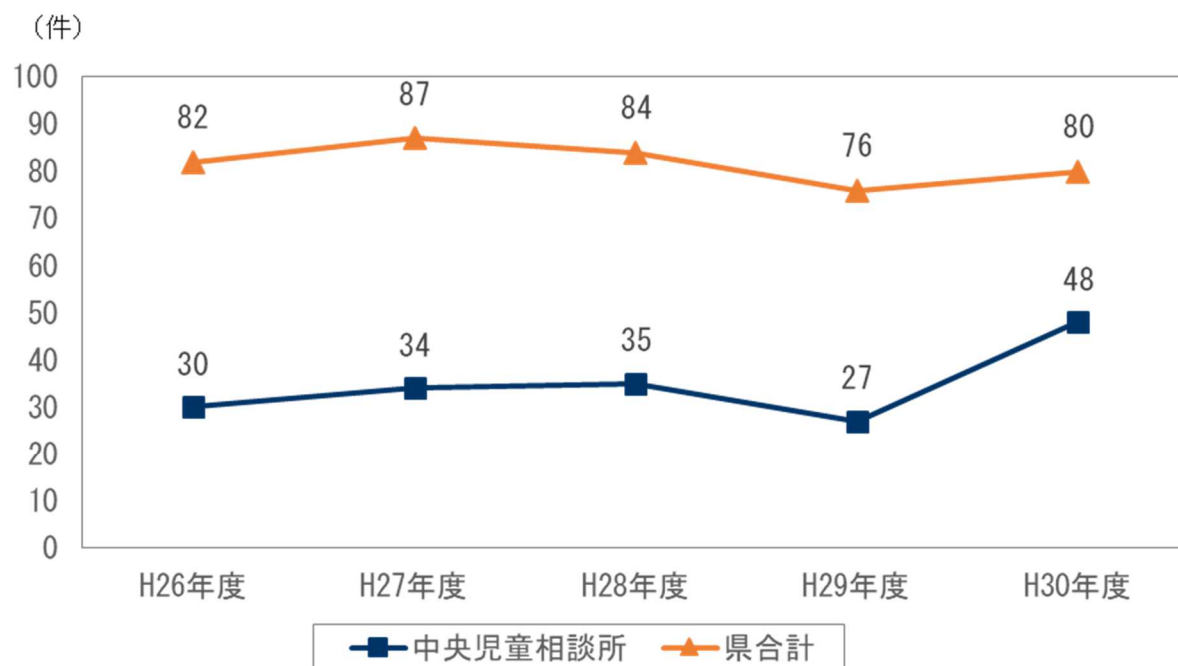
※受付件数と処理件数が一致しないのは、相談の処理が年度をまたがってなされるものがあるため。

5 各相談の状況

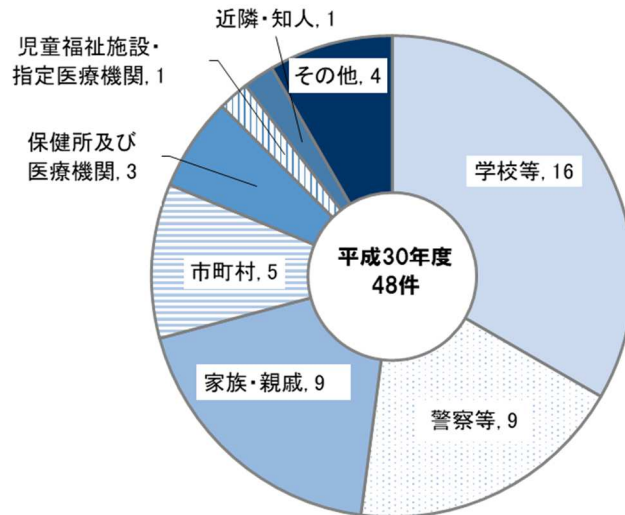
(1) 養護相談理由別件数(30年度中に処理をしたもの)



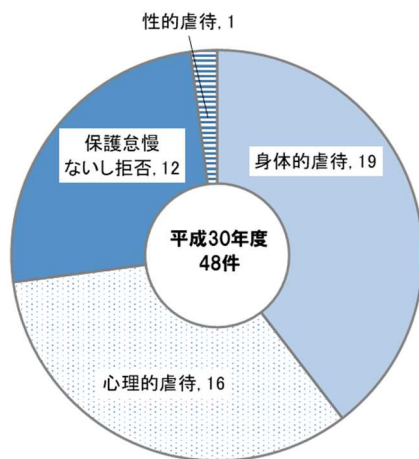
(1) - 2 虐待相談の状況
〔虐待相談の推移〕



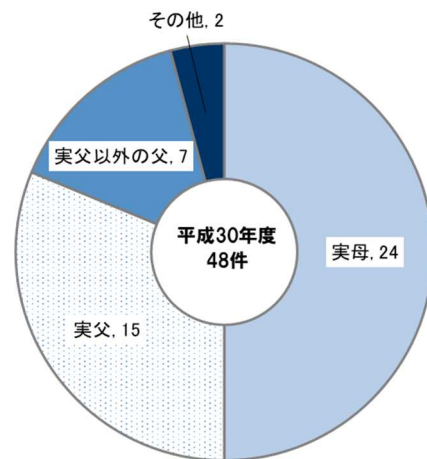
〔経路別虐待相談件数〕



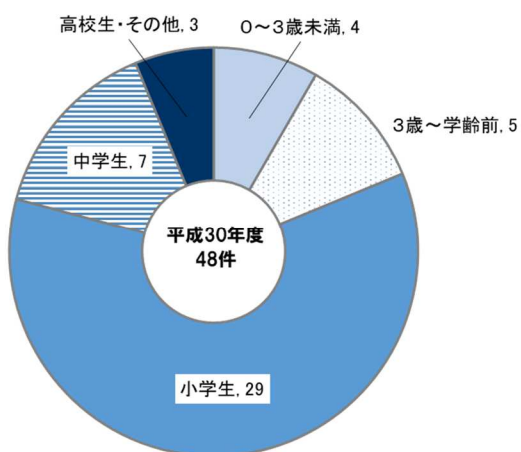
〔虐待の内容〕



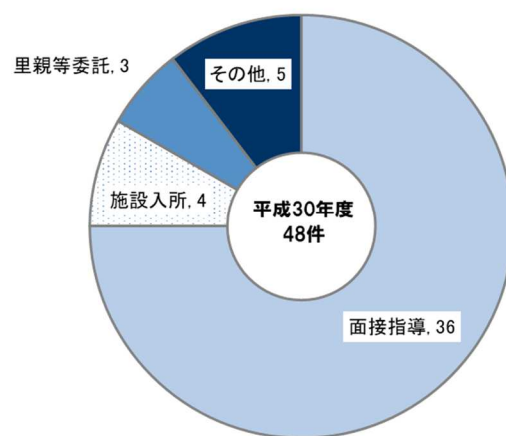
〔主たる虐待者〕



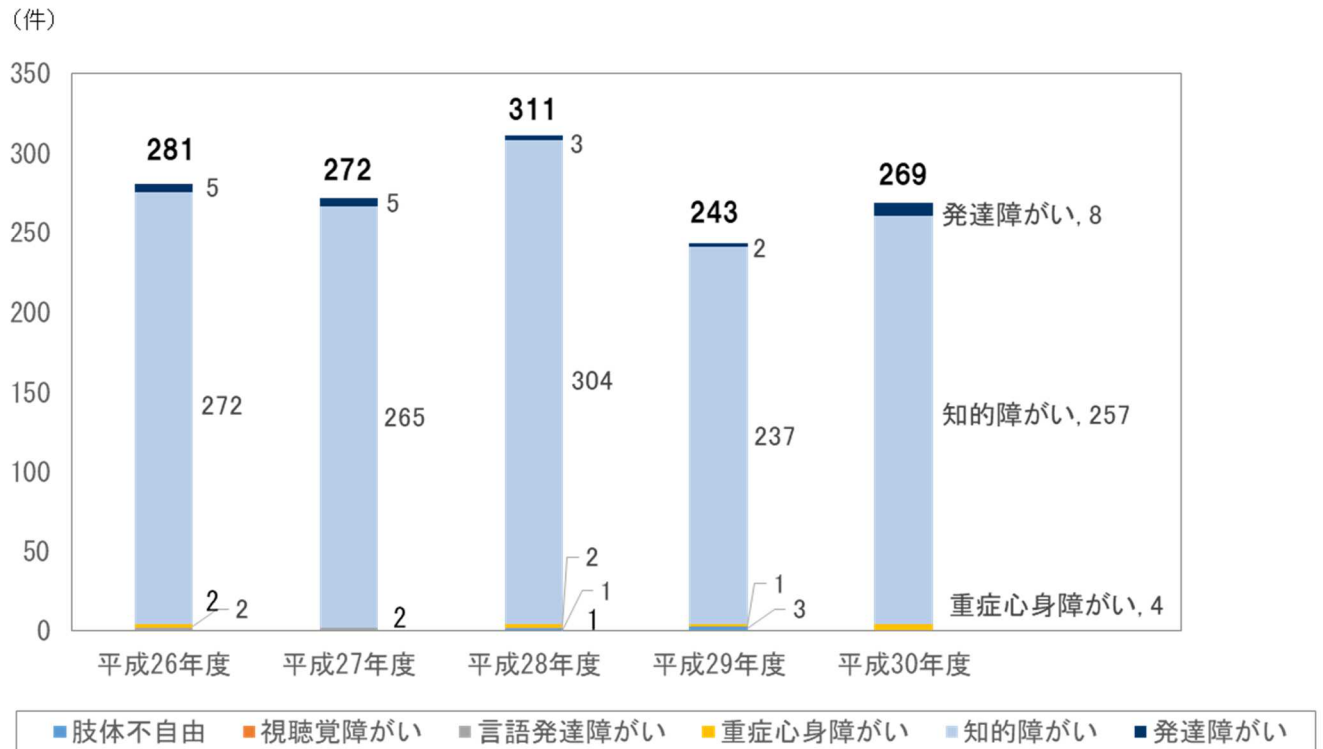
〔被虐待児の年齢〕



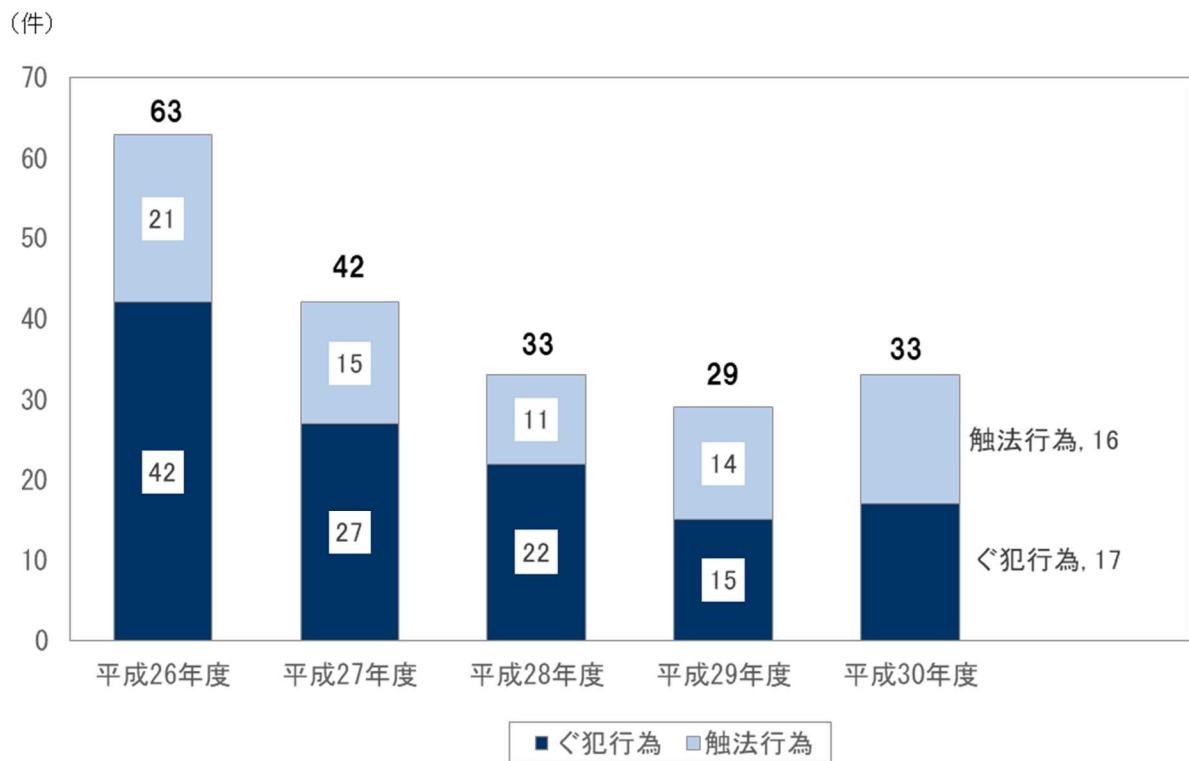
〔虐待相談処理〕



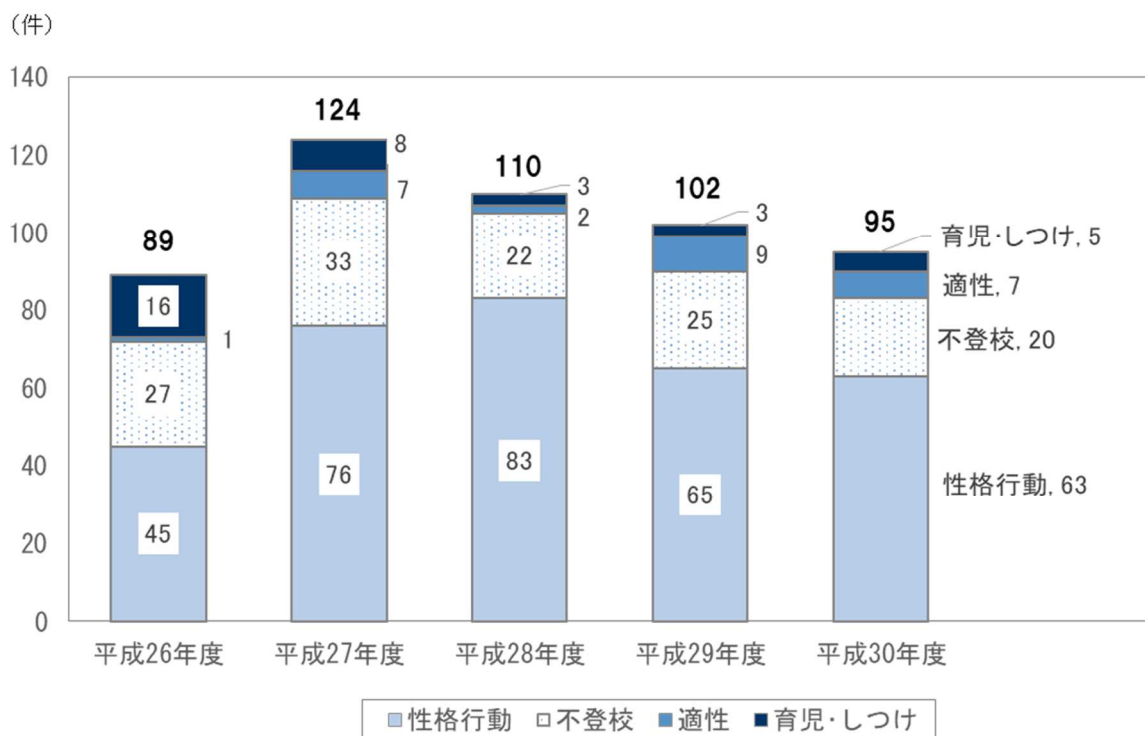
(2) 障がい相談



(3) 非行相談



(4) 育成相談



【年齢区分別・相談受付件数】

		(件)																			
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	合 計
養 護	児童虐待	1	1	3	1	1	2	3	6	3	5	4	2	4	3	1	3	1	3	0	47
	その他	12	18	12	28	30	16	20	18	22	13	22	15	26	13	12	20	7	15	1	320
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 が い	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	知的障がい	0	0	2	4	2	9	4	15	11	6	14	21	19	21	32	27	14	41	15	257
	発達障がい	0	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8
非 行	ぐ犯行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	4	5	0	1	0	17
	触法行為	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	2	2	6	0	0	0	0	0	16
育 成	性格行動	0	0	0	0	0	0	2	5	0	8	11	7	8	6	8	2	3	3	0	63
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	4	6	4	0	0	1	0	20
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	2	0	0	7
	育児・しつけ	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
その他		6	3	2	1	0	1	2	1	2	2	4	3	3	1	10	5	1	10	15	72
合 計		19	22	20	35	35	28	33	49	41	39	58	53	70	63	71	63	30	75	32	836

【経路別相談受付件数】

(件)

相 談 区 分	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
児童虐待相談	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	9	0	0	3	0	14	1	0	0	9	1	0	4	47	0	0	0	0
その他の養護相談	17	0	0	1	0	0	2	22	2	22	0	0	0	69	0	0	7	1	36	5	1	0	51	38	4	42	320	7	8	0	45
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
知的障がい相談	3	0	0	0	0	0	0	10	0	1	0	0	0	3	0	31	0	0	1	0	0	0	200	0	7	1	257	0	0	6	0
発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	8	0	0	0	0	1
く犯行為相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	7	0	1	4	17	0	0	0	0
触法行為相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0
性格行動相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	52	0	1	5	63	2	0	0	13
不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	17	0	1	1	20	0	0	0	7
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	7	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	2
その他相談	3	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	8	2	1	0	1	0	0	1	0	34	2	4	13	72	0	0	0	50
合 計	23	0	0	1	0	1	2	42	2	25	0	0	0	108	2	33	10	2	56	7	3	0	390	41	18	70	836	9	8	6	118

【相談処理件数】

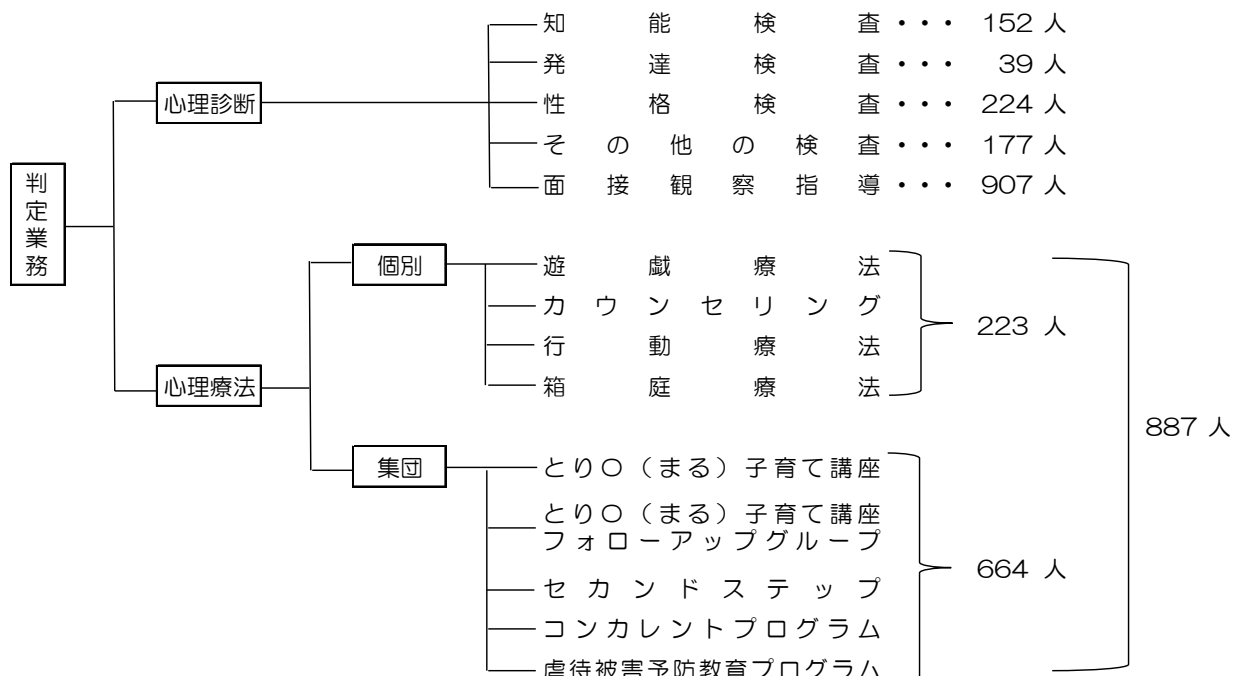
(件)

相 談 区 分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所の4送致27	用契約がい児施設への利	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	27条の3家庭裁判所送致	通所						
児童虐待相談	8	28	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	0	0	0	48
その他の養護相談	216	41	16	5	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	1	0	0	19	319
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
知的障がい相談	250	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	256
発達障がい相談	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
く犯行為相談	4	6	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	18
触法行為相談	0	0	0	8	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	15
性格行動相談	33	23	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	62
不登校相談	9	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	18
適性相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
育児・しつけ相談	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他相談	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	70
合 計	595	106	17	23	0	1	0	0	0	6	32	0	5	0	4	1	9	30	829

6 判定業務の状況

(1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

【注2】セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

(2) 1歳6か月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区 分	回 数	人 員
1歳6か月児精密健康診査	0回	0人
3歳児精密健康診査	0回	0人

(3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断			療育手帳等の判定・証明			その他
	診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
判定件数	15件	54件	69件	32件	88件	120件	54件

(4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行います。

7 一時保護業務の状況

(1) 一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

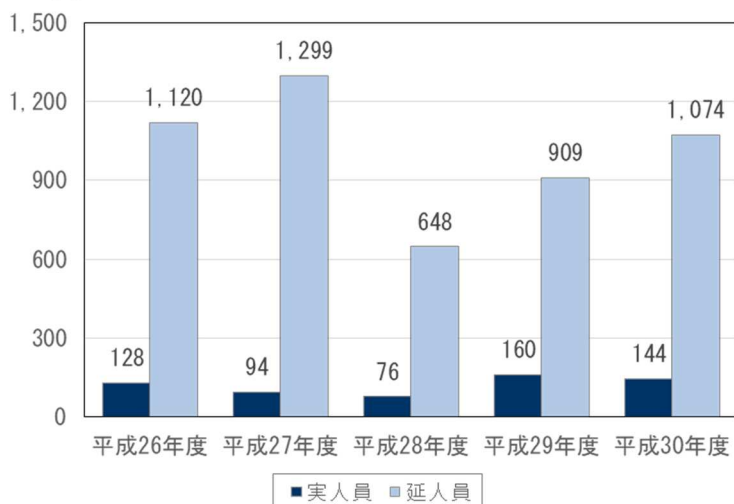
緊急保護……虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合

行動観察……適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

短期入所指導……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による援助が困難又は不適当と判断される場合

(2) 一時保護児童数推移

(人)

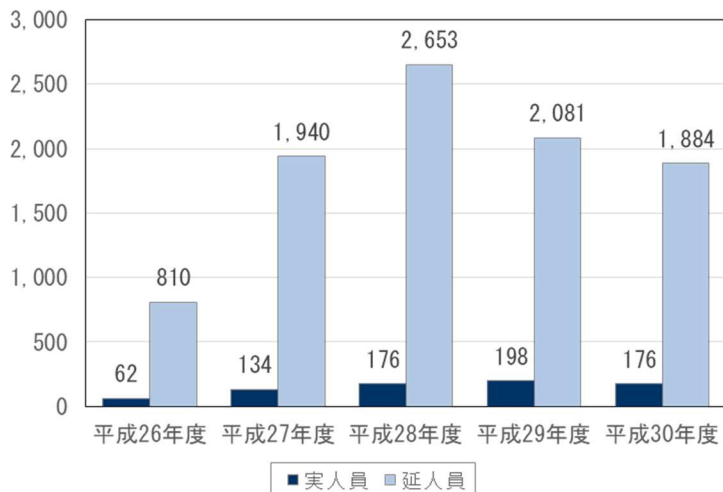


相談区分別内訳（平成30年度）

区分	実人員	延人員
虐待	53	353
その他養護	52	481
障がい	0	0
非行	19	149
育成	19	88
保健その他	1	3
計	144	1,074

(3) 一時保護委託児童数推移

(人)



相談区分別内訳（平成30年度）

区分	実人員	延人員
虐待	32	321
その他養護	140	1,541
障がい	0	0
非行	0	0
育成	4	22
保健その他	0	0
計	176	1,884

8 各種事業の状況

(1) 巡回相談

ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

(2) 児童虐待防止対策

ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

(ア) 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

(イ) 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に要対協の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

(ウ) 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

(エ) 出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

イ 児童相談所職員研修

(ア) 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針についての研修を行っています。

1 日時 平成30年4月26日(木)

平成30年5月 7日(月)

平成30年5月 9日(木)

2 内容 児童相談所運営指針を基本とした児童相談所業務の概要

第1回目：4月26日(木) 会場：米子児童相談所会議室

時 間	内 容	担 当
14:30～15:30	・第1章 児童相談所の概要 ・第2章 児童相談所の組織と職員	米子児童相談所 相談課長 石橋 弥雪
15:45～16:45	・第8章 各種機関との連携 ・第9章 児童相談所の設備、器具、 必要書類	米子児童相談所 相談課係長 小笠原明香里
16:45～17:00	米子児童相談所見学	

第2回目：5月7日(月) 会場：福祉相談センター会議室

時 間	内 容	担 当
10:00～11:00	・措置費、受診券について	青少年・家庭課 課長補佐 西村 耕一
11:00～12:00	・里親制度について	里親支援とっとり 所長 遠藤 信彦
13:00～14:30	・第3章 相談、調査、診断、判定、 援助決定業務 ・第4章 援助 ・社会診断について ・施設入所の流れについて	福祉相談センター 児童相談課係長 山口 彩子 児童相談課係長 和田 俊介
14:45～16:15	・児童相談所業務において必要な法的知識 *児童福祉法、児童虐待防止法、民法他	福祉相談センター 児童相談課係長 伊藤 智子
16:15～16:30	福祉相談センター見学	

第3回目：5月9日(木) 会場：倉吉児童相談所会議室

時 間	内 容	担 当
14:00～15:00	・第6章 事業に係る留意事項	倉吉児童相談所 相談課長 坪倉 嘉隆
15:15～16:15	・第5章 一時保護 ・行動診断について	倉吉児童相談所 判定保護課長 森 英世
16:15～16:30	倉吉児童相談所見学	

(イ) とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に行いました。

(実施回数9回、実参加人員11人、延べ参加人員40人)

※とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

(3) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目 的〕 近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕 (1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実 績〕

	回数	実人員	延人員
①とり〇（まる）子育て一般グループ講座	0	0	0
②とり〇（まる）子育て一般グループ講座（休日短縮版）	5	5	12
③とり〇（まる）子育て個別講座	14	5	17
④里親向けとり〇（まる）子育て講座	11	6	42
⑤とり〇（まる）子育てフォローアップグループ	18	18	69
⑥市町村における子育て講座指導者養成研修	3	93	121
⑦ちはっさく	5	2	10
⑧セカンドステップ	12	6	42
⑨セカンドステップ保護者会	2	5	5
⑩所外セカンドステップ	18	32	498
⑪セカンドステップ個別講座	93	11	93
⑫コンカレントプログラム	6	2	10
⑬一時保護児童被害予防心理教育	4	11	11
⑭性問題行動治療教育個別プログラム	11	1	11

(4) 家庭支援電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの相談に専門の相談員が応じています。

相談種別

(件)

養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 知 障 が い	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
45	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	7	0	2	50	118

相談者別

(件)

家族・親族	本人	その他	計
61	1	56	118

処理状況

(件)

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
115	2	0	1	118

(5) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親家で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

区 分	H29 年度末登録数 (H30.3.31 現在) a	年 度 内		H30 年度末登録数 (H31.3.31 現在) a + b - c
		新規登録 b	登録解除 c	
養 育 里 親	24	2	2	24
親 族 里 親	1	0	0	1
専 門 里 親	4	0	0	4
養子縁組里親	10	0	0	10

児童の里親委託状況

区分		H29 年度 末委 託児 童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									H30 年度 末委 託児 童数
			児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
里親委託児童数		12	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	13
内訳	養育里親	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
	親族里親	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	専門里親	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	養子縁組里親	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

委託児童年齢

区分		0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計
里親委託児童数		0	2	5	3	3	13
内訳	養育里親	0	2	2	2	2	8
	親族里親	0	0	0	1	0	1
	専門里親	0	0	3	0	1	4
	養子縁組里親	0	0	0	0	0	0

※上記は東部地区における数

9 県内児童福祉施設等入退所状況（中央児童相談所分）

施設				入所定員 (H30.4.1)	平成 30 年度中 入 所	平成 30 年度中 退 所	入所児童数 (H31.3.31)
種別		名称					
県 内 施 設	乳 児 院	鳥取こども学園乳児部		15	3	5	5
		米子聖園ベビーホーム		20	0	0	0
	児 童 養 護 施 設	鳥取こども学園		58	11	12	43
		青谷こども学園		35	6	1	28
		因伯子供学園		30	1	2	8
		光徳子供学園		30	0	0	7
		米子聖園天使園		50	0	0	2
	福祉型障がい児入所施設	皆成学園		65	2	2	7
		松の聖母あすなろ園		20	2	1	10
	児童自立支援施設	喜多原学園		36	4	5	2
	重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター		160	0	1	4
	医療型障がい児入所施設	総合療育センター		25	0	0	1
	児童心理治療施設	鳥取こども学園 希望館	入所	30	4	2	12
通所			15	5	5	8	
里親委託・ファミリーホーム				4	5	18	
県 外 施 設					0	2	0
計				589	42	43	155

10 県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3203	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-59-0361	689-0206	鳥取市白兔 12-1
	皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	683-0004	米子市上福原 7-13-1
医療型児童発達支援センター	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	683-0004	米子市上福原 7-13-1
	鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 260
	中部療育園	0858-22-7191	682-0805	倉吉市南昭和町 15
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
医療型障がい児入所施設	総合療育センター	0859-22-6164	683-0004	米子市上福原 7-13-1
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3-417
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	ビーハイク	0857-29-6989	680-0004	鳥取市北園 1-144
	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-3169	689-3333	西伯郡大山町唐王 689

Ⅲ 婦人相談所の概要

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の転落未然防止と保護更生のために設置された機関です。

婦人相談所では、婦人保護に関する啓発活動に加え、平成4年6月厚生省通知により、家庭関係の問題・性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の個別の相談など要保護女子の範囲を拡大し、女性の福祉に関する業務を行うとともに、鳥取県の婦人保護事業実施の中心機関としての役割を果たしています。

また、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行っています。

さらに、平成16年8月から厚生労働省通知により人身取引被害者についても、平成25年からはストーカー被害者についても相談受付及び適宜保護を行うこととなっています。

1 業務の概要

相 談

暴力被害者、要保護女子、その他社会生活を営む上で障がいとなる問題を抱えている女性の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

調 査 ・ 判 定 ・ 支 援

必要に応じて、相談のあった女性の了解を得て家庭環境、健康状態、性格、医学的、心理学的及び職能的な調査並びに判定を行い、関係機関等と具体的方策について十分協議しながら支援を行います。

一 時 保 護

緊急に保護を必要とする女性については、関係諸機関等への移送等の措置が執られるまでの間、一時保護を行い、問題解決を図るとともに、必要に応じて本人の性行、生活態度等の観察を通して必要な生活支援を行います。

平成14年4月1日からは民間シェルターや社会福祉施設等と委託契約を結び、委託一時保護事業を実施しています。

平成18年度からは、委託一時保護施設への委託の決定について、西部総合事務所福祉保健局長に、平成21年度からは中部総合事務所福祉保健局長にその権限が付与されたことにより、中部、西部地域での一時保護の相談により迅速に対応することが可能となりました。

予 防 啓 発 活 動

社会福祉団体、民生児童委員協議会並びに女性団体等の会合の利用、あるいはリーフレットの配布、広報機関の利用等により、婦人相談所が行う婦人保護事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。また、高校生等に対して、DV（デートDV）についての予防啓発として、デートDV 予防学習会を実施しています。

2 婦人相談員の設置状況

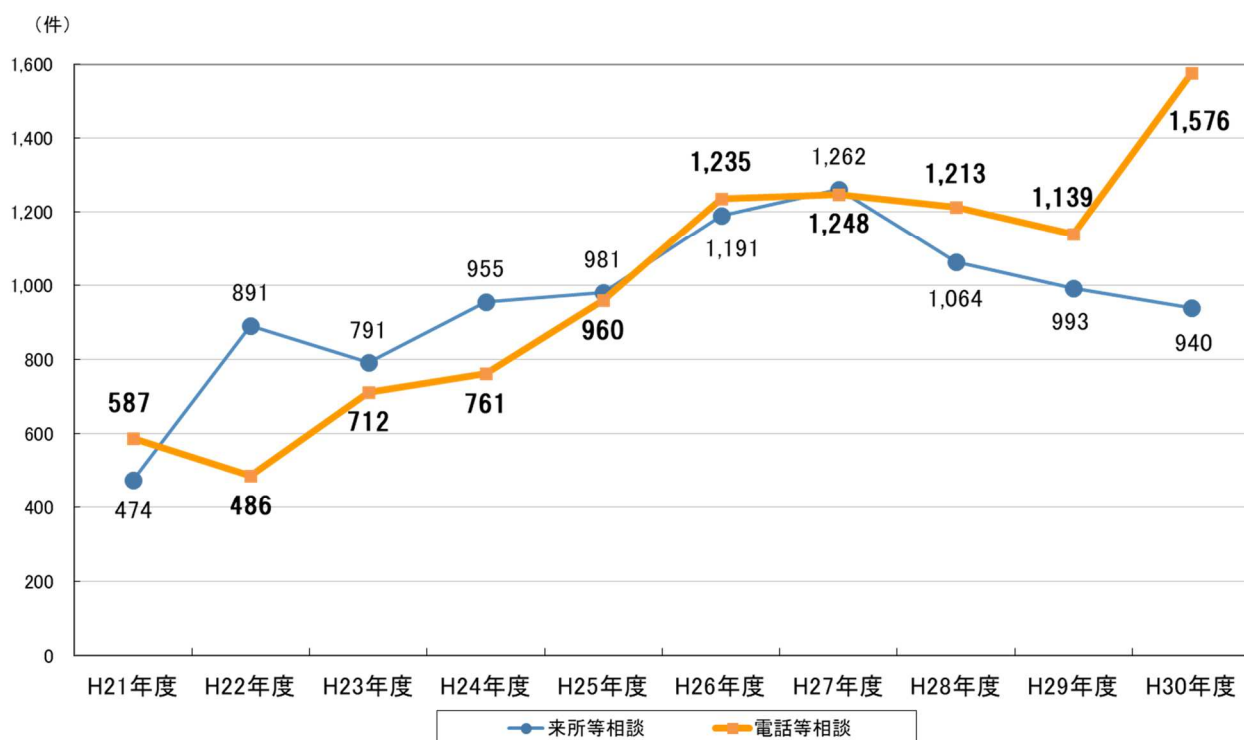
婦人相談員は売春防止法第35条の規定により県及び市福祉事務所に配置されています。

婦人相談員は婦人相談所と連携しながら担当地域内の実態把握や要保護女子の発見に努めるとともに、本人及び家庭における諸般の問題について電話・面接等で相談に応じています。相談の結果、相談者が自ら問題を解決する力を身につけ、自立性を十分に発揮できるよう、相談者の権利を擁護しながら支援を行っています。

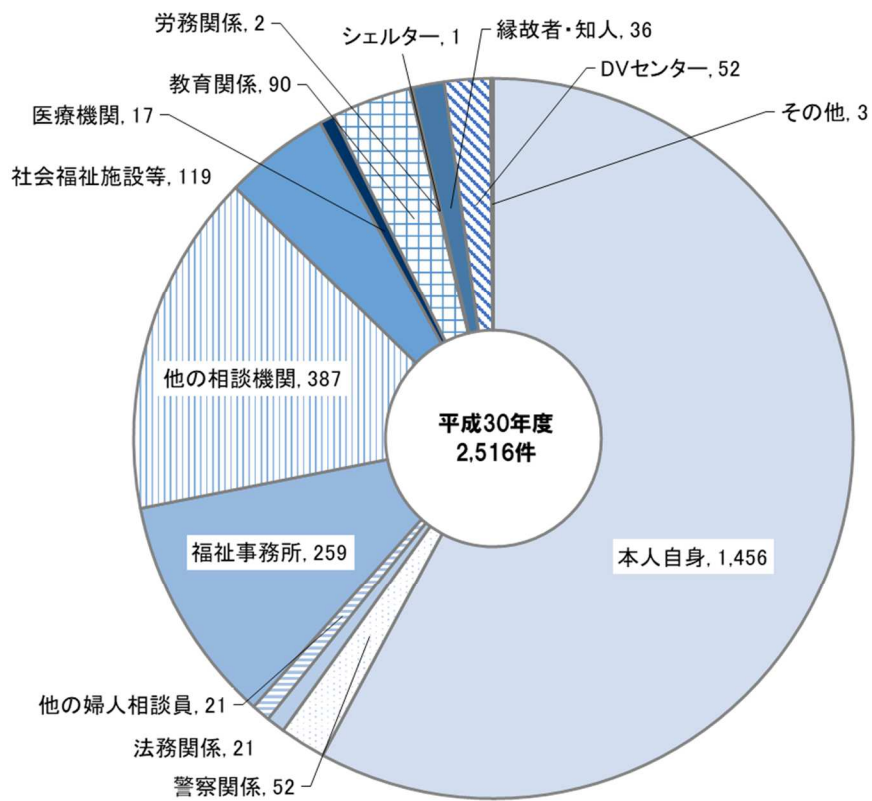
所属	勤務場所	対象区域
鳥取県	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	鳥取県全域
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安 2丁目 104-2 （さざんか会館3階） 鳥取市健康こども部こども家庭相談センター	鳥取市
倉吉市	〒682-8611 倉吉市葵町 722 倉吉市健康福祉部子ども家庭課	倉吉市
米子市	〒683-0811 米子市錦町 1-139-3 （ふれあいの里3階） 米子市福祉保健部こども未来局こども相談課	米子市
境港市	〒684-0033 境港市上道町 3000 境港市福祉保健部子育て支援課	境港市

3 相談業務の状況（婦人相談所及び婦人相談員取扱い分）

（1）相談受付件数



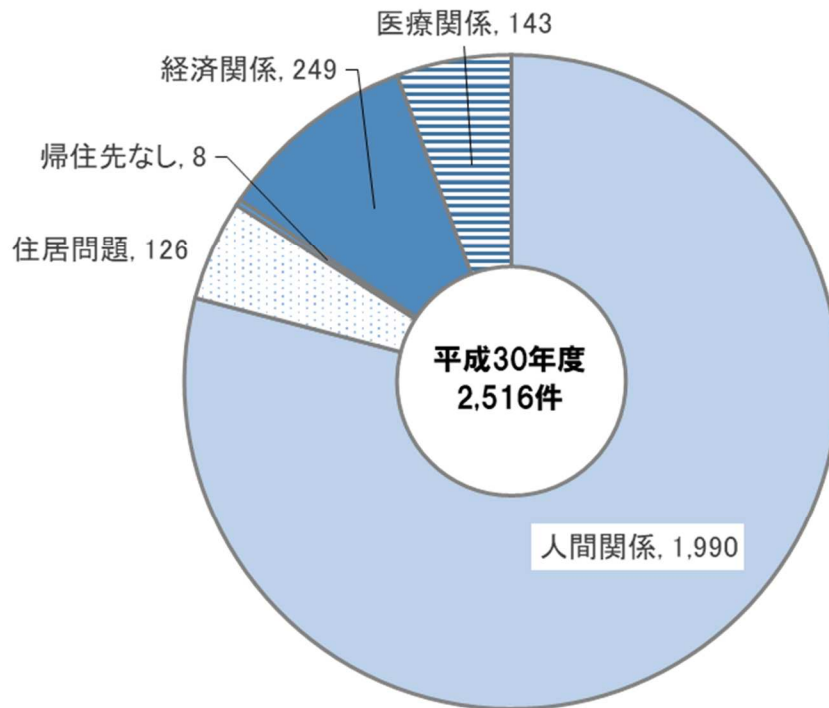
(2) 経路別受付件数



(件)

区 分		本人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他の 婦人 相談 所	他の 婦人 相談 員	福 祉 事 務 所	他の 相談 機 関	社会 福祉 施設 等	医 療 機 関	教 育 関 係	労 働 関 係	シ ェ ル タ ー	縁 故 者 ・ 知 人	D V セ ン タ ー	そ の 他	計
相談所	来 所	87	4	0	0	5	0	1	0	2	0	0	0	2	0	1	102
	電 話	169	20	2	0	9	2	11	0	3	0	1	0	8	1	2	228
	訪 問	29	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	メール	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員	来 所	367	2	0	0	0	41	52	18	0	4	0	1	3	8	0	496
	電 話	609	26	17	0	5	149	294	87	9	76	1	0	20	37	0	1,330
	訪 問	176	0	2	0	0	19	28	14	3	9	0	0	2	5	0	258
	メール	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	その他	2	0	0	0	0	47	1	0	0	1	0	0	1	1	0	53
計		1,456	52	21	0	21	259	387	119	17	90	2	1	36	52	3	2,516

(3) 主訴別受付状況

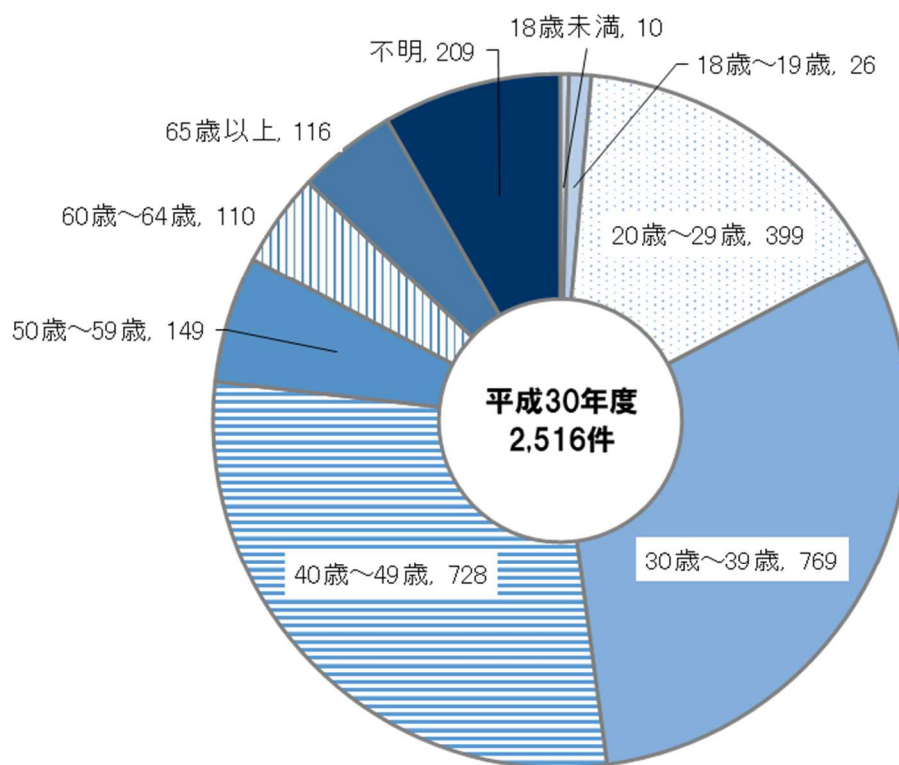


(件)

区分		人 間 関 係															
		夫 等				子ども			親族			家庭不和	者のその他の暴力	交際の暴力相手	・ストーリー・男女問題	人間関係その他	小計
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他						
相談所	来 所	53	0	6	2	1	0	24	2	0	0	1	0	3	1	3	96
	電 話	75	1	11	18	5	0	3	4	0	13	6	1	10	3	58	208
	訪 問	19	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	2	0	4	0	30
	メール	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	8
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員	来 所	119	2	93	37	2	36	22	7	11	6	21	1	6	19	10	392
	電 話	354	0	154	124	26	66	112	14	16	24	45	2	5	20	64	1,026
	訪 問	72	0	22	22	4	20	29	6	7	1	3	0	0	0	2	188
	メール	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
	その他	13	0	11	4	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1	2	37
計		708	3	298	209	41	122	194	36	34	47	79	6	25	48	140	1,990

区 分		住居 問題	帰宅 先なし	経 済 関 係					医 療 関 係					不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒモ・ 係力 団 閥	5 条 違 反	人 身 取 引	合 計
				生活 困窮	借金 サラ金	求職	その他	小 計	病気	精神的 問題	妊娠・ 出産	その他	小 計						
相談所	来所	2	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
	電話	3	2	1	2	0	4	7	1	4	0	3	8	0	0	0	0	0	228
	訪問	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	メール	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員	来所	19	1	43	9	1	4	57	1	15	5	6	27	0	0	0	0	0	496
	電話	78	0	101	14	4	29	148	15	39	5	19	78	0	0	0	0	0	1,330
	訪問	22	1	16	2	0	4	22	6	13	6	0	25	0	0	0	0	0	258
	メール	0	0	2	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	その他	2	1	4	1	1	2	8	2	0	2	1	5	0	0	0	0	0	53
計		126	8	168	30	7	44	249	25	71	18	29	143	0	0	0	0	0	2,516

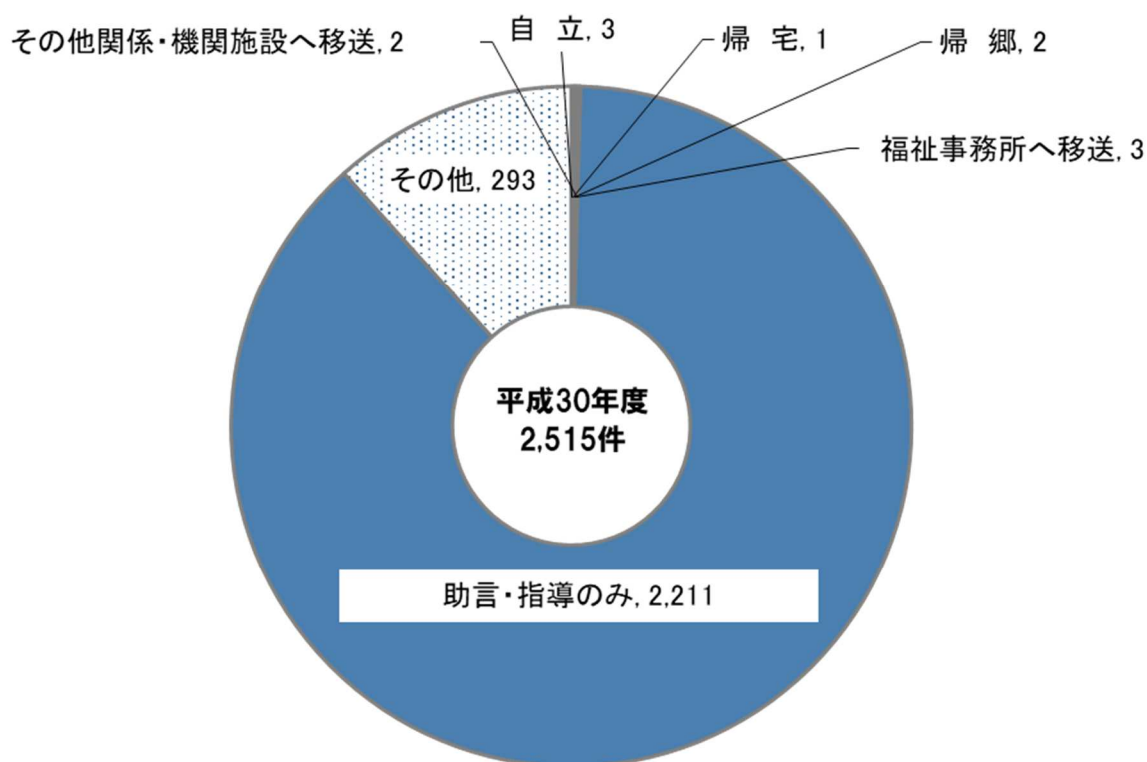
(4) 相談者の年齢別受付件数



(件)

区 分		18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	不明	計
相談所	来 所	1	0	10	53	22	8	4	4	0	102
	電 話	0	5	22	26	31	38	21	15	70	228
	訪 問	0	0	1	2	6	1	7	14	0	31
	メール	0	2	0	0	1	0	0	0	6	9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員	来 所	2	9	95	179	140	23	20	18	10	496
	電 話	7	8	212	412	410	69	47	57	108	1,330
	訪 問	0	1	49	77	103	9	9	8	2	258
	メール	0	0	3	2	1	0	0	0	3	9
	その他	0	1	7	18	14	1	2	0	10	53
計		10	26	399	769	728	149	110	116	209	2,516

(5) 処理件数

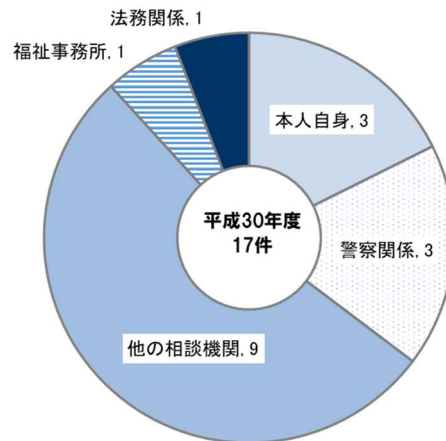


(件)

区 分		自 立	帰 宅	帰 郷	福 祉 事 務 所 へ 移 送	相 他 府 県 へ の 移 送 人	・そ の 他 関 係 機 関 へ 移 送	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他	計
相談所	来 所	2	1	2	3	0	1	64	28	101
	電 話	0	0	0	0	0	0	180	48	228
	訪 問	0	0	0	0	0	0	10	21	31
	メール	0	0	0	0	0	0	8	1	9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員	来 所	1	0	0	0	0	1	460	34	496
	電 話	0	0	0	0	0	0	1,233	97	1,330
	訪 問	0	0	0	0	0	0	234	24	258
	メール	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	その他	0	0	0	0	0	0	13	40	53
計		3	1	2	3	0	2	2,211	293	2,515

4 一時保護業務の状況

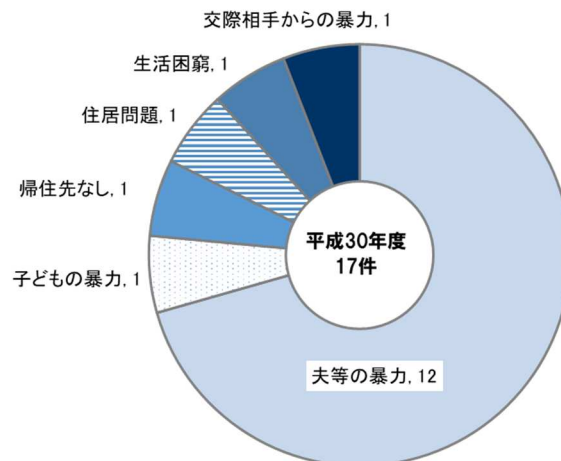
(1) 経路別一時保護件数（新規入所分）



(件)

経路	本人自身	警察関係	他の相談機関	福祉施設等	福祉事務所	DVセンター	法務関係	医療関係	縁故関係知人	計
件数	3	3	9	0	1	0	1	0	0	17

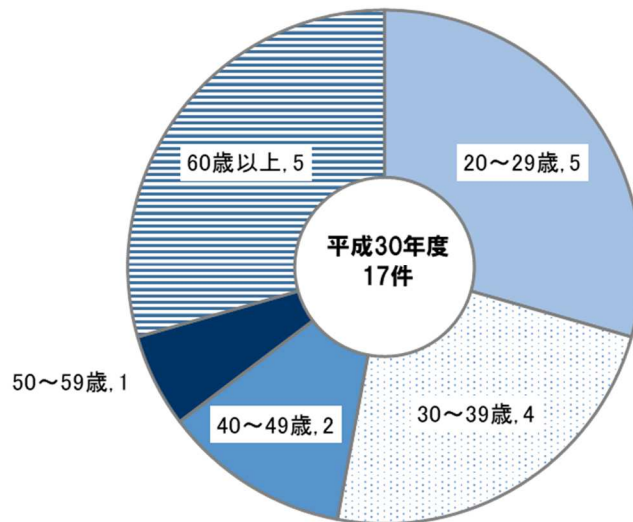
(2) 主訴別一時保護件数（新規入所分）



(件)

区分	夫等の暴力	子どもの暴力	家庭不和	帰宅先なし	住居問題	生活困窮	交際相手からの暴力	計
件数	12	1	0	1	1	1	1	17

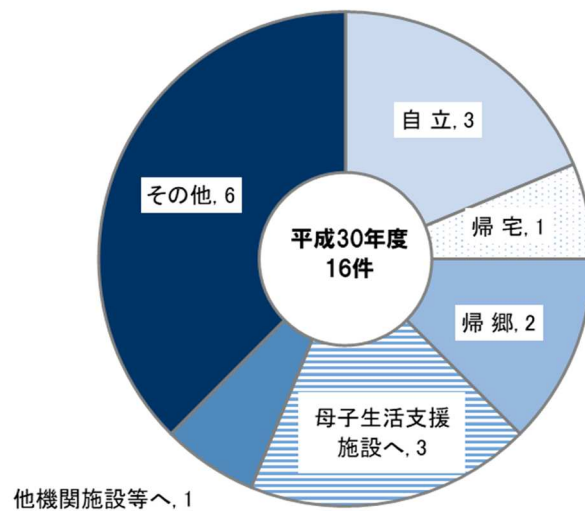
(3) 年齢別一時保護件数（新規入所分）



(件)

年齢	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
件数	0	5	4	2	1	5	17

(4) 一時保護処理件数（年度内処理分）



(件)

区分	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所		他機関施設等へ	他の婦人相談所へ	その他	合計	年度末未処理数
				母子生活支援施設へ	他の社会福祉施設へ					
要保護女子	3 (2)	1	2 (3)	3 (4)	0	1	0	6 (6)	16 (15)	1

※()は同伴児者で別掲

(5) 件数及び保護日数（年度内処理分）

期間	1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～30日		31日以上		計		平均 日数
	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	
要保護 女 子	7 (9)	19 (27)	4 (2)	31 (16)	0	0	1	19	4 (4)	103 (105)	0	0	16 (15)	172 (148)	10.75 9.87

※()は同伴児者で別掲

5 主催事業実施状況

(1) 弁護士による法律相談

離婚問題、家族の問題など女性の抱える問題について法律の専門的な助言を必要とする女性及びDV被害者男性で、弁護士との相談に婦人相談所職員等の同席を承知された方を対象に実施しています。（要予約）

実施回数：2回

(2) DV被害者支援関係機関事例検討会等

県内に3カ所あるDVセンター業務の標準化とDV被害者や婦人の相談支援に携わる職員の資質向上を目的に研修並びに事例検討等を実施しています。

ア DVセンター業務研究会	実施回数：4回
イ 東部圏域DV相談支援担当者連絡会および事例研究会	実施回数：4回
ウ 東部圏域DV関係機関連絡会・研修会	実施回数：1回
エ DV被害者支援機関別事例検討会	実施回数：6回
オ 婦人相談員連絡協議会	実施回数：3回

(3) DV予防啓発支援員フォローアップ研修会並びに東部圏域DV予防啓発支援員連絡会

高等学校にデートDV予防学習講師等として派遣し、若年層へのDV（デートDV）の予防啓発を行うDV予防啓発支援員の円滑な活動を支援しスキルアップを図るため、フォローアップ研修会および連絡会を実施しています。

ア 鳥取県DV予防啓発支援員フォローアップ研修会	実施回数：1回
イ 東部圏域DV予防啓発支援員フォローアップ研修会	実施回数：1回
ウ 東部圏域DV予防啓発支援員連絡会	実施回数：6回

(4) 街頭キャンペーン

毎年11月12日～25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です（内閣府）。

女性に対する暴力の根絶と、被害者への相談を促すメッセージが込められたパープルリボン活動を強化します。

○平成30年11月12日（月） 鳥取駅街頭キャンペーン

○平成30年11月17日（土） イオン鳥取北店街頭キャンペーン



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

(5) 職員等研修の実施

専門性向上のために関係機関職員（婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、一時保護課等）を対象とした研修を実施しています。

テーマ	実施日	講師
福祉相談センター新任職員研修	4月12日（木）	女性相談課長
配偶者暴力相談支援センター新任職員研修	4月16日（月）	女性相談課職員
所内研修 ～デートDV予防学習会について～	8月27日（月） 10月1日（月）	女性相談課心理療法主任
課内研修会		
夜間休日対応について	4～9月	女性相談課職員
証明書発行について		
離婚全般について		
暴力の種類、サイクル等		
被害者心理と加害者の特徴		
保護命令に関すること		

(6) 講師派遣一覧

DV被害者支援や女性相談の理解促進を図るため、各種研修会等へ講師派遣を行っています。

研修会等の名称	依頼元	実施日	対象者
配偶者からの暴力防止支援職員研修（基礎編）	鳥取県福祉保健部 青少年・家庭課	6月13日（水）	配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会構成機関の関係職員
犯罪被害者支援ボランティア養成講座	とっとり被害者支援センター	6月30日（土）	被害者支援ボランティア応募者
人身安全関連事案対策専科講義	鳥取県警察本部 生活安全部	7月2日（月）	人身安全関連事案対策専科生等（警察官）
鳥取県立中央病院職員人権研修	鳥取県立中央病院	9月20日（木）	鳥取県立中央病院全職員
司法修習生等に対する研修会	鳥取地方検察庁	9月21日（金）	司法修習生および検察庁職員
ケースカンファレンス	性暴力被害者支援協議会	9月25日（火）	性暴力被害者支援支援員
鳥取市包括支援センター所長会	鳥取市福祉保健部 長寿社会課	10月17日（水）	鳥取市包括支援センター所長
職場内人権問題研修	倉吉市健康福祉部	11月20日（火）	倉吉市健康福祉部子ども家庭課職員

6 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業

(1) 委託一時保護事業（国庫、単県）

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者等をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

(2) 心のケア事業（国庫、単県）

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

(3) 鳥取県ステップハウス運営事業（単県）

配偶者等からの暴力被害者・単身の女性など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ（期間：1年以内）、スタッフが支援しています。

(4) 暴力被害者一時保護事業（単県）

配偶者以外の者（親、兄弟等）からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

(5) 女性に対する暴力被害者支援事業（単県）

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

ア 一時保護移送事業	被害者を一時保護施設へ移送するために必要な交通費
イ 一時保護事業	一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料
ウ 医療費支援事業	入所直前の医療費、入院にかかる個室料
エ 同行支援事業	入退所支援に係る交通費等
オ 自立支援事業	自立を支援するために必要な借間等の賃借料
カ 通訳雇上事業	外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳雇い上げに必要な費用
キ 託児支援事業	乳幼児を同伴するDV被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等に預けるために要する費用
ク 学習支援員活用	一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習支援員による学習事業支援に係る費用
ケ 保護命令手続き事業	一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用

(6) 外国人DV被害者等支援員養成事業

DV被害や人身取引被害、生活習慣の不適應等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

(7) 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業

ア DV予防啓発支援員養成研修

学校・地域等でDVの予防啓発活動等を行うDV予防啓発支援員を養成しています。

平成22年度に「ファシリテーター養成講座」として初めて取組を行い、27年度からは「DV予防啓発支援員養成研修」と名称を変えて研修を開催しています。

イ デートDV予防学習会、DV予防研修の実施

上記アの研修受講後に支援員登録をされた方には、学校での学習会（デートDV予防学習会）や地域の研修（DV予防研修）の講師として活動していただいております。

◎デートDV予防学習会等への支援員派遣状況（平成30年度）

延べ120人の支援員を派遣（学校関係：34校、職域・地域等：3か所）

ウ DV予防啓発支援員連絡会並びにフォローアップ研修会の開催

全県及び圏域毎に連絡会やフォローアップ研修を開催する等、DV予防啓発支援員の活動を支援するとともに支援員のスキルアップを図っています。

Ⅳ 東部知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第 12 条に基づき都道府県に設置されている機関です。また、法律上、広域的見地に立った専門的な機関であることが要請されています。

【体制】

医師（非常勤）、心理判定員、知的障害者福祉司などが勤務しており、知的障がいに対する相談や療育手帳の判定業務を行っています。

【設置場所】

東部の福祉相談センター、中部、西部の総合事務所福祉保健局に併設する形で設置されており、圏域の市町村と連携を図っています。

【具体的な業務】

知的障害者更生相談所は療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っています。

また、保健・医療・福祉・教育・就労の幅広い関係機関との連携（専門性の確保や体制の整備、地域のネットワーク化の推進）に係る役割を担っています。

相談判定業務	(1) 知的障がい者又は家族からの専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。 (2) 療育手帳の判定（医学的、心理学的及び社会的診断） (3) 巡回相談（施設入所者等の療育手帳判定） (4) 強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定 (5) 判定結果証明書発行事務（警察、他県、他機関からの照会を含む）
市町村等への支援	(1) 専門的な判定 障害者総合支援法に基づき、市町村から、障害福祉サービスの支給や障害程度区分の決定に係る専門的な知見の求めがあった場合には、必要な技術的援助、助言等の支援を行う。 (2) 市町村職員を対象とした研修会等の開催。 (3) 市町村主催の個別ケア会議における専門的な助言、情報提供。 (4) 市町村主催の自立支援協議会における専門的な助言、情報提供。
圏域の関係機関との連携	(1) 地域生活定着支援センター、社会福祉協議会等圏域の関係機関との連携。（会議での助言、情報共有、啓発研修講師）

区分	業務内容、目的	実績（件）			
		28年度	29年度	30年度	合計
①専門的相談指導業務	知的障がい者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。	17	31	16	64
②療育手帳の判定	保健所等の療育手帳交付に係る判定	186	247	226	659
来所	依頼に応じて、知的障がい者等の心理・医学判定、生育歴等に基づき総合的、継続的に判定を行う。	161	221	209	591
巡回（施設・家庭）		25	26	17	68
③強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定	「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の対象者の可否を判定する。	1	2	0	3
④判定結果証明書発行	本人、保護者及び他県等の照会に対して判定結果を回答する。	38	51	44	133

福祉相談センター利用のご案内

- 相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）
ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1
T E L 0857-23-1031（代表）
F A X 0857-21-3025
E-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp
fsc_jyoseisodan@pref.tottori.lg.jp(女性相談専用)

子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもを育てることができない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・子どものしつけに悩んでいる。
- ・その他子どもに関する様々な相談

こども相談専用ダイヤル 0857-29-5460
（児童相談員受付）月～金 午前8時30分から午後5時

女性の相談（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

- ・家庭内での不和やいざこざがある。
- ・配偶者、恋人などからの暴力（DV）に悩んでいる。
- ・夫婦、男女関係に悩んでいる。
- ・ストーカーの被害に悩んでいる。
- ・職場や近所などの人間関係に悩んでいる。
- ・その他、どうしていいか、誰に相談していいかわからないとき

女性相談専用ダイヤル 0857-27-8630
（婦人相談員受付）月～金 午前8時30分から午後5時15分
〔参考〕夜間電話相談 0858-26-9807
（夜間電話対応職員）毎日午後5時15分から午前8時30分

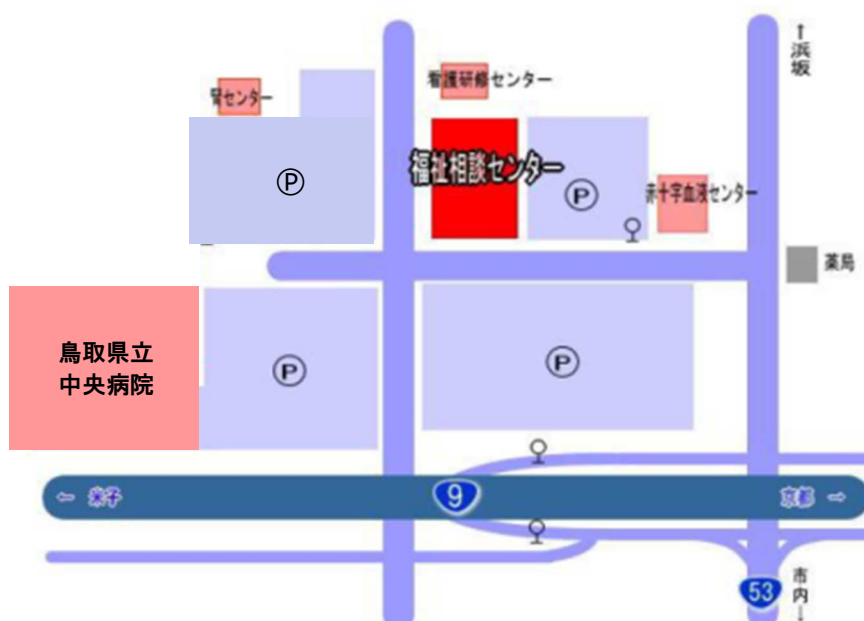
知的障がいに関する相談（東部知的障害者更生相談所）

18歳以上の知的障がい者及びそのご家族などを対象として相談をお受けしています。18歳以上の方の療育手帳の更新手続きは下記の電話番号までご連絡ください。

電話 0857-23-6218
（受付）月～金 午前8時30分から午後5時15分

福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津 318-1





業 務 の 概 要

発行：鳥取県福祉相談センター
鳥取県中央児童相談所
鳥取県婦人相談所
鳥取県東部知的障害者更正相談所
(令和元年6月発行)